

## 大型ディーゼル車に係る税率の特例措置

### 【平成 20 年 4 月 30 日以前の取得の場合】

適用対象	軽減税率
車両総重量が 3.5t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 27 年度重量車燃費基準を達成しているもののうち ①平成 17 年重量車排出ガス規制の基準値よりも 10%以上 NOx 又は PM の排出量が少ない自動車 ②平成 17 年重量車排出ガス規制に適合している自動車	① 2.0%軽減 ② 1.0%軽減



### 【平成 20 年 5 月 1 日以後の取得の場合】

適用対象	車両総重量	軽減税率	適用期間
車両総重量が 3.5t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21 年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成 27 年度重量車燃費基準を達成している自動車	3.5 t 超 12 t 以下	2.0%軽減	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
	12 t 超	2.0%軽減	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで
		1.0%軽減	平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで